

受理官庁 DK	デンマーク特許商標庁	附属書 C DK
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	デンマーク	
国際出願の作成に用いることができる言語	デンマーク語、英語、フランス語、ドイツ語、アイスランド語、ノルウェー語又はスウェーデン語 <sup>1</sup>	
配列表における言語依存フリーテキストのために認められる言語	デンマーク語、英語、フランス語、ドイツ語、アイスランド語、ノルウェー語又はスウェーデン語；又は、英語及びその他1つの出願言語	
願書の提出に用いることができる言語	英語、フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ <sup>2,3</sup>	認める。受理官庁はePCT出願又はEPOオンライン出願を使用して提出されたXML及びPDFファイルを認める <sup>4</sup> 。	
受理官庁は変換前の書類の提出を認めるか、認める場合にはいずれの形式か（PCT実施細則第706号）？	すべての形式を認める	
受理官庁は引用による補充を認めるか（PCT規則20.6）？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	認める。デンマークでは出願システム経由でカラー（又はグレースケール）の図面又は写真の提出が可能であるが、受理官庁がカラー図面を非公式ベースで受理し、それを国際事務局に送付するの可否かは、具体的な事案によって異なる。ただし基本的には、カラー及びグレースケール図面はPCT規則11.13(a)に従い扱われる。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁、スウェーデン知的財産庁（PRV）又は北欧特許機構	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁、スウェーデン知的財産庁（PRV）又は北欧特許機構	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。国際出願が行われた言語が公開の言語でなく、国際調査のための翻訳文が要求されない場合（PCT規則12.3(a)）、出願人は当該出願の英語、フランス語又はドイツ語による翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.4(a)）。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2016年7月7日付公示（PCT公報）157頁以降、及び2022年7月21日付公示（PCT公報）186頁参照。

DK	デンマーク特許商標庁 (続き)	DK
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：デンマーク・クローネ (DKK)	
送付手数料	DKK	1,500
国際出願手数料 <sup>5</sup>	DKK	10,560
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>5</sup>	DKK	120
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	DKK	1,590
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	DKK	2,380
調査手数料	附属書D (EP), (SE) 又は (XN) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	DKK	300
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	DKK	3,000
受理官庁は代理人を要求するか?	不 要 <sup>6</sup>	
誰が代理人として行為できるか?	欧州経済領域に居住している自然人又は法人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個 <sup>7</sup> の委任状を提出する要件を放棄しているか?	放棄している <sup>7</sup>	
別個 <sup>7</sup> の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	放棄している <sup>7</sup>	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時	

5 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

6 ただし受理官庁は、出願人の利益上の理由で必要と判断する場合、代理人を選任するよう出願人に要求する (特許法第12条)。

7 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合 (PCT規則90の2.1から90の2.4 ; 国際段階の11.048項も参照)、委任状の要件の放棄は適用されない (PCT規則90.4(e) 及び90.5(d))。